

24-D-1583
2025年1月27日

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおりグリーンファイナンス・フレームワーク評価のレビュー結果を公表します。

株式会社 SMBC 信託銀行

グリーンファイナンス・フレームワーク

据置

総合評価

Green 1(F)

グリーン性評価
(資金使途)

g1 (F)

管理・運営
透明性評価

m1 (F)

発行体／借入人

株式会社 SMBC 信託銀行

評価対象

株式会社 SMBC 信託銀行
グリーンファイナンス・フレームワーク

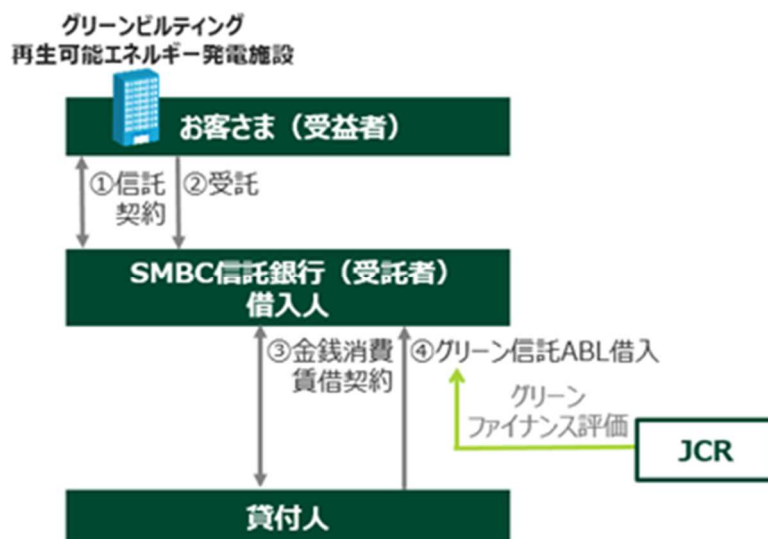
概要

株式会社 SMBC 信託銀行（SMBC 信託）は、1986 年にケミカル信託銀行として設立された信託銀行である。2002 年にエス・ジー・信託銀行（ソシエテ・ジェネラルの 100% 間接子会社）として、日本においてプライベートバンキング業務・資産運用業務を展開し、2013 年 10 月に株式会社三井住友銀行の 100% 子会社となり現商号に変更している。SMBC グループにおける信託銀行として、グループ各社との連携により全国に有する幅広い顧客基盤に対して、信託銀行の機能を活用した付加価値の高いサービスの提供を目指している。

SMBC 信託は、経営理念の一つに「社会課題の解決を通じ、持続可能な社会の実現に貢献します。」を掲げている。SMBC 信託は、SMBC グループの掲げる「サステナビリティ宣言」に即しながら、SMBC グループの信託銀行として、信託銀行ならではの機能を活かしてサステナビリティの実現を目指すことにより、社会課題の解決と経営戦略を一体と捉えた価値創造に取り組んでいる。

一般の評価対象は、SMBC 信託による、グリーンビルディング及び再生可能エネルギー発電施設を裏付けとする信託 ABL を対象としたグリーンファイナンス・フレームワーク（本フレームワーク）である。SMBC 信託はグリーンビルディング及び再生可能エネルギー発電施設を受託資産として信託を組成し、当該信託の受益者へ交付する資金を調達するため、信託 ABL を借り受ける。信託 ABL の裏付け資産のグリーン性及び信託 ABL に係るプロセス、資金管理及びレポーティング体制を確認することで、信託 ABL のグリーンローンとしての適合性を確認するものである。JCR は、本フレームワークが「グリーンローン原則¹」及び「グリーンローンガイドライン²」に適合しているか否かの評価を行う。これらの原則等は、ローンマーケット協会（LMA）、アジア太平洋ローンマーケット協会（APLMA）、ローン・シンジケーション・トレーディング協会（LSTA）及び環境省がそれぞれ自主的に公表している原則またはガイドラインであり、法的拘束力をもつ「規制」には該当しない。しかし、当該原則及びガイドラインは現時点において国内外の統一された基準として広く受け入れられているため、JCR はそれらを実根拠として参照する。

<スキーム図>



JCR は、2023 年 1 月 26 日に SMBC 信託の本フレームワークに対してグリーンファイナンス・フレームワーク評価結果として総合評価“Green1(F)”を付与している。今回のレビューは、2024 年 4 月に施行された建築物の省エネ性能表示制度の改正及び BELS 新基準導入等を受けて、SMBC 信託が本フレームワークを更新したことに伴い実施するものである。

SMBC 信託は、2023 年 1 月時点の本フレームワークにおける適格クライテリアでは、一定以上の水準の環境認証を取得している建物（グリーンビルディング）及び太陽光をはじめとする再生可能エネルギー発電施設を対象としている。グリーンビルディングに関する適格クライテリアは、DBJ Green Building 認証 3 つ星以上、BELS 評価 3 つ星以上、CASBEE 建築評価もしくは CASBEE 不動産評価 B+ランク以上、または LEED 認証 Silver ランク以上のいずれかを取得済みもしくは今後取得予定の物件としている。再生可能エネルギー発電施設に関する適格クライテリアについては、日本国内

¹ Loan Market Association (LMA)、Asia Pacific Loan Market Association (APLMA)、Loan Syndications and Trading Association (LSTA) "Green Loan Principles 2023"

² 環境省 「グリーンローンガイドライン 2024 年版」
<https://www.env.go.jp/content/000264120.pdf>

に所在する太陽光発電施設及びバイオマス発電施設であること、建物に必要な法令を遵守しており、必要な手続きがすべて行われていること、バイオマス発電施設については、発電施設の近隣から燃料を調達することが予定されていることを定めている。JCR では、SMBC 信託の定めた適格クライテリアは、環境改善効果を有するプロジェクトであると評価している。

SMBC 信託は、今般のフレームワーク更新において、信託内借入の対象に係る変更及び資金使途に係る変更を行っている。前者の信託内借入の対象に係る変更については、信託 ABL に加えて、信託 ABL のリファイナンスも含むこととしている。信託 ABL のリファイナンスに関しては、時間の経過とともに対象となるプロジェクトに係る環境改善効果が低減することがあり得るが、時間の経過とともに信託 ABL の借入残高も減少することに鑑み、対象となるプロジェクトに対してルックバック期間を設けない建付けでも問題ないと JCR は評価している。後者の資金使途に係る変更のうち、グリーンビルディングの基準については、BELS 評価の適格ランクの変更、CASBEE 認証の範囲の明確化、及び LEED 認証のバージョンの明確化を 2025 年 1 月に実施している。変更後のグリーンビルディングの基準について、引き続き十分な環境改善効果を有するものであると JCR は評価している。

SMBC 信託は、前回評価時と同様に、環境に関する明確な目標のもと、グリーンファイナンスの調達を企図している。プロジェクトへの投資の意思決定に際して、環境に対する負の影響を引き続き適切に特定・管理し、必要に応じて適切な対応をとる方針である。プロジェクトの選定については、フレームワークに記載のプロセスに従って企画・検証等が実施された後、最終的に経営陣によって決定される仕組みが引き続き確保されている。グリーンファイナンスによる調達資金の管理は引き続き適切に定められている。レポート内容について、これまで開示された内容はいずれも適切であり、今後についても、本フレームワークに基づく情報開示が引き続き予定されており、開示内容の適切性、透明性ともに確保されている。以上より、SMBC 信託のグリーンファイナンスに係る管理・運営体制について、前回評価時と同様に適切であり透明性が高いことを、JCR は確認した。

この結果、本フレームワークについて、JCR グリーンファイナンス評価手法に基づき、「グリーン性評価（資金使途）」を“g1(F)”、「管理・運営・透明性評価」を“m1(F)”とし、「JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価（総合評価）」を“Green 1(F)”とした。

本フレームワークは、「グリーンローン原則」及び「グリーンローンガイドライン」において求められる項目について基準を満たしていると JCR は評価している。

目次

■ レビュー事項

■ レビュー内容

1. 調達資金の使途
2. 資金使途の選定基準とプロセス
3. 調達資金の管理
4. レポーティング
5. 組織のサステナビリティへの取り組み

■ レビュー結果（結論）

レビュー事項

本項では、フレームワークのレビューにおいて確認すべき項目を記載する。レビューでは前回評価時点と比較して、内容が変化している項目について重点的に確認を行う。

1. 調達資金の使途

グリーンファイナンスの適格クライテリアの分類や資金使途について、変更後も引き続きグリーン性を有しているか。

2. 資金使途の選定基準とプロセス

グリーンファイナンスを通じて実現しようとする目標、グリーンプロジェクトの選定基準とそのプロセスについて引き続き適切であるか。

3. 調達資金の管理

グリーンファイナンスによって調達された資金が、確実にグリーンプロジェクトに充当され、その充当状況が容易に追跡管理できるような仕組みと内部体制が引き続き適切に整備されているか。

4. レポーティング

グリーンファイナンスに係るレポーティング体制につき、引き続き適切に整備され、運用されているか

5. 組織のサステナビリティへの取り組み

発行体の経営陣がサステナビリティにつき、引き続き経営上優先度の高い重要課題と位置付けているか。

レビュー内容

1. 調達資金の使途

SMBC 信託では、本フレームワークにおいて、調達資金の使途を以下のとおり定めている（太字を施している部分が今般の変更点）。なお、以下では、変更後のフレームワークのみ抜粋の上で記載している。

資金使途にかかる本フレームワーク（抜粋）

下記適格クライテリアを満たす物件を受託財産・裏付け資産とする信託内借入（信託 ABL、信託 ABL のリファイナンスも含む）を評価の対象とする。

①グリーンビルディング

以下の第三者認証機関の認証/再認証のいずれかを取得済みもしくは取得予定の日本国内に所在する物件

- ・ DBJ Green Building 認証の 5 つ星または 4 つ星または 3 つ星

- ・ BELS 評価

◆非住宅・ZEB 含む

(i) 新規取得（2024 年 4 月 1 日以降）：新 BELS レベル 6~4

（ただし 2016 年以前築の既存建物の新規取得の場合はレベル 3 以上、工場等（物流倉庫含む）については、加えて BEI=0.75 超えではないこと）

(ii) 取得済（2024 年 3 月末日以前）：H28 基準 5 つ星~3 つ星

（ただし工場等（物流倉庫含む）は、加えて BEI=0.75 超えではないこと）

◆住宅・ZEH 含む

(i) 新規取得（2024 年 4 月 1 日以降）

- ・ 再エネ設備がない住宅：新 BELS レベル 4~3

- ・ 再エネ設備がある住宅：新 BELS レベル 6~3

（ただし 2016 年以前築の既存建物の新規取得は再生可能エネルギーの有無によらずレベル 2 以上）

(ii) 取得済（2024 年 3 月末日以前）：H28 基準 5 つ星~3 つ星

- ・ CASBEE 認証（CASBEE 建築評価認証、CASBEE 不動産評価認証）の S ランクまたは A ランクまたは B+ ランク

- ・ LEED 認証の Platinum または Gold または Silver（LEED O+M の v4.0 または v4.1 及び LEED BD+C の場合は v4 以降に限る）

②再生可能エネルギー発電施設

以下の条件を満たす施設

- ・日本国内に所在する太陽光発電施設またはバイオマス発電施設
- ・建設に必要な法令を遵守しており、必要な手続きがすべて行われていること
- ・バイオマス発電施設については、発電施設の近隣から燃料を調達することが予定されていること

【本フレームワークに対する JCR の評価】

SMBC 信託は、今般のフレームワーク更新において、信託内借入の対象に係る変更及び資金使途に係る変更を行っている。前者の信託内借入の対象に係る変更については、信託 ABL に加えて、信託 ABL のリファイナンスも含むこととしている。信託 ABL のリファイナンスに関しては、時間の経過とともに対象となるプロジェクトに係る環境改善効果が低減することがあり得るが、時間の経過とともに信託 ABL の借入残高も減少することに鑑み、対象となるプロジェクトに対してロックバック期間を設けない建付けでも問題ないと JCR は評価している。後者の資金使途に係る変更は、以下のとおりである。

(1)資金使途1：グリーンビルディング

SMBC 信託は、今般のフレームワーク更新において、グリーンビルディングに係る適格クライテリアの変更を行っている。SMBC 信託は、本フレームワークにおいて定義される適格クライテリアで求める建物の環境認証につき、BELS 評価の適格ランクの変更、CASBEE 認証の範囲の明確化、LEED 認証のバージョンの明確化を行った。更新がなされた認証の概要は以下のとおりであるが、いずれの認証に関しても、変更後のフレームワークに定める適格クライテリアは、高い環境改善効果が期待できる物件を対象としていると JCR は評価している。

BELS（建築物省エネルギー性能表示制度）

BELS とは、建築物省エネルギー性能表示制度の英語名称（Building-Housing Energy-efficiency Labeling System）の頭文字をとったものであり、新築・既存の建築物において、省エネ性能を第三者評価機関が評価し認定する制度である。外皮性能及び一次エネルギー消費量が評価対象となり、高評価のためには優れた省エネ性能を有していることが求められる。評価結果は BEI（Building Energy Index）によってレベル分けされる。BEI は、設計一次エネルギー消費量を分子、基準一次エネルギー消費量を分母とする、基準値に比した省エネ性能を測る尺度である。従来の基準（平成 28 年度基準）では 1 つ星から 5 つ星の 5 段階で評価されており、2 つ星は省エネ基準を満たしている。

改正建築物省エネ法の 2024 年 4 月 1 日施行により、2,000m² 以上の非住宅大規模建築物を対象の省エネ基準が厳格化された。施行後の省エネ基準は建物用途によって異なり、物流施設を含む工場等では 25%以上削減、事務所・学校・ホテル・百貨店等では 20%以上となっている。同改正に基づき、建築物の販売・賃貸時の省エネ性能表示制度が 2024 年 4 月に強化され、BELS に新基準（令和 6 年

度基準)が導入された。新基準においては、再生可能エネルギー設備がある住宅及び非住宅に対しては、レベル6(消費エネルギー削減率が50%以上)～レベル0(消費エネルギー削減率が0%未満)の7段階で評価され、再生可能エネルギー設備がない住宅に対しては、レベル4(消費エネルギー削減率が30%以上)～レベル0(消費エネルギー削減率が0%未満)の5段階で評価される仕組みとなっている。新基準におけるBELSのレベル4(消費エネルギー削減率が30%以上40%未満)以上は、全ての非住宅建築物の省エネ基準を満たす建築物を対象として付与されており、一部の用途については誘導基準になっている。住宅については従来の基準と変わらず、消費エネルギー削減率0%以上が省エネ基準、20%以上が誘導基準となっている。

SMBC信託が適用したBELSにおけるクライテリアは、省エネ性能(住宅:BEI値0.8以下、非住宅:BEI値0.75以下)を有することとなり、資金使途として適切であるとJCRは考えている。

CASBEE(建築環境総合性能評価システム)

CASBEEとは、建築環境総合性能評価システムの英語名称(Comprehensive Assessment System for Built Environment Efficiency)の頭文字をとったものであり、建築物の環境性能を評価し格付けする手法である。2001年4月に国土交通省住宅局の支援のもと、産官学共同プロジェクトとして建築物の総合的環境評価研究委員会が設立され、以降継続的に開発とメンテナンスが行われている。評価ツールには、CASBEE-建築、CASBEE-街区のほか、不動産マーケット向けに環境性能を分かりやすく示すことを目的に開発されたCASBEE-不動産等がある。

CASBEE-建築(新築)の評価は、エネルギー消費、資源循環、地域環境、室内環境の4分野における評価項目について、建築物の「環境品質(Q=Quality)」と建築物の「環境負荷(L=Load)」の観点から再構成のうえ、Lを分母、Qを分子とするBEE(建築物の環境効率)の値によって行われる。評価結果は、Sランク(素晴らしい)、Aランク(大変良い)、B+ランク(良い)、B-ランク(やや劣る)、Cランク(劣る)、の5段階(CASBEE-不動産はSランク(素晴らしい)、Aランク(大変良い)、B+ランク(良い)、Bランク(必須項目を満足)の4段階)に分かれている。高評価をとるためには、省エネルギーや環境負荷の少ない資機材を使用する等の環境への配慮に加え、室内の快適性や景観への配慮等も必要であり、総合的な建物の品質の高さが求められる。

CASBEE-不動産は、CASBEEにおける建物の環境評価の結果が、不動産評価の際に活用されることを目的として開発されたものであり、不動産評価に関連が強い項目に絞って評価基準が策定されている。CASBEE-不動産の評価項目は、1.エネルギー/温暖化ガス、2.水、3.資源利用/安全、4.生物多様性/敷地、5.屋内環境の5つである。評価手法は、①主要な世界の評価ツールの重み付けの整合性を取る、②加点方式とする、③必須項目5項目、加点項目16項目とし、満点時に100点とする、④必須項目を満たさなければ、評価の対象外とする等である。

今般、SMBC信託が適格クライテリアに定めた認証水準を有する建物は、CASBEE-建築(新築)に関してはBEE1.0以上に相当し、「環境負荷」に対して「環境品質」が明確に上回る物件と言える。また、CASBEE-不動産に関しては、計測の基準はBEEではないものの、従来のCASBEE-建築等におけるB+相当の性能を有する物件と考えられる。これらを踏まえ、当該クライテリアに定める認証水準は、総じて十分な環境改善効果を有し、資金使途として適切であるとJCRは評価している。

LEED（エネルギーと環境に配慮したデザインにおけるリーダーシップ）

LEED とは、非営利団体である米国グリーンビルディング協会（USGBC）によって開発及び運用が行われている、建築と都市の環境についての環境性能評価システムである。LEED は、Leadership in Energy and Environment Design の頭文字をとったものであり、1996 年に草案が公表され、数年に 1 度アップデートが行われている。現在では v4 及び v4.1 が運用されており、2025 年には v5 が登場する予定になっている。

認証の種類には、BD+C（建築設計及び建設）、ID+C（インテリア設計及び建設）、O+M（既存ビルの運用とメンテナンス）、ND（近隣開発）、HOMES（ホーム）、CITIES（都市）の 6 種類がある。認証レベルは、各項目の取得ポイントの合計によって表され、上から、Platinum（80 ポイント以上）、Gold（60～79 ポイント）、Silver（50～59 ポイント）、Certified（標準認証）（40～49 ポイント）である。省エネルギーに関する項目は、配点が高いかもしくは達成していることが評価の前提条件になっていることが多く、エネルギー効率が高いことが、高い認証レベルを得るためには必要と考えられる。

以上より、SMBC 信託が適格クライテリアとして定めた Silver 以上は、高いエネルギー効率を達成している建物が取得できる認証レベルであり十分な環境改善効果を有することから、資金使途として適切であると JCR は考えている。

(2)資金使途 2：再生可能エネルギー

本フレームワークのうち、再生可能エネルギーに係る資金使途に関して、今般の改訂において、SMBC 信託では、内容面で特段の変更は実施していない。

SMBC 信託では、前回評価時と同様、本フレームワークに基づくグリーンファイナンスにより調達した資金の使途を、日本国内に所在する太陽光発電施設及びバイオマス発電施設とすることを想定している。なお、バイオマス発電施設に関しては、従来から、固定価格買取制度上の新規燃料に係る要件（食料競合への懸念の有無、ライフサイクル GHG を含めた持続可能性基準の充足の是非）を考慮したプロジェクトを資金使途の対象としており、今後も当該事業の運営方針に引き続き変化がないことを JCR は確認している。

2. 資金用途の選定基準とプロセス

SMBC 信託が本フレームワークで定める資金用途の選定基準とプロセスは以下のとおりである（前回評価時からの変更点はなし）。

プロセスにかかる本フレームワーク（抜粋）

【資金用途の選定基準とそのプロセス】

- 選定：不動産信託部で本件の対象となる「グリーンビルディングまたは再生可能エネルギー発電施設を対象とする信託 ABL の受託案件」を選定する。
- 審査：不動産審査部が本フレームワークの 1. 調達資金の用途に記載の適格クライテリアへの適合を確認する。
- 決定：SMBC 信託内の信託 ABL の実行プロセスに則り決定する。

【本フレームワークに対する JCR の評価】

JCR では、本フレームワークに記載された選定基準及びそのプロセスに係る妥当性について、前回評価時点において適切と評価している。JCR では、本フレームワークに係る今般の改訂を受けて、当該事項について変更がないことを確認しており、引き続き適切であると評価している。

3. 調達資金の管理

SMBC 信託が本フレームワークで定める調達資金の管理については以下のとおりである（前回評価時からの変更点はなし）。

資金管理にかかる本フレームワーク（抜粋）

【資金管理の妥当性及び透明性】

下記の通りの資金管理とする。

- ① 本フレームワークの 1. 調達資金の使途で記載した適格クライテリアを満たす物件を対象とした信託 ABL とし、その旨を金銭消費貸借契約書などで明確に定める。
- ② SMBC 信託による受益者への信託の財産状況報告を年に 1 回以上実施する。
- ③ 信託 ABL の期間中、「グリーンビルディング又は再生可能エネルギー発電施設」が裏付け資産として存在していることが必要となる（通常は売却時や信託解除時の信託 ABL の返済が定められているため、裏付け資産がない状態で信託 ABL だけが継続することはない。）
- ④ 金銭消費貸借契約書の原本の保存状況を確認する（通常は信託 ABL の借入人となる SMBC 信託で原本を保存）。

【本フレームワークに対する JCR の評価】

JCR では本フレームワークに記載された資金管理について、前回評価時点において妥当と評価している。JCR では、本フレームワークに係る今般の改訂を受けて、当該事項について変更がないことを確認しており、引き続き適切であると評価している。

4. レポートニング

SMBC 信託が本フレームワークで定めるレポートニングについては以下のとおりである（前回評価時から変更点はなし）。

レポートニングにかかる本フレームワーク（抜粋）

【レポートニング体制】

■資金の充当状況について：SMBC 信託のウェブサイトにて、以下の内容を開示

- ・個別案件ごとの適格クライテリアに合致するプロジェクトへの調達資金の充当割合

■環境改善効果について：グリーンファイナンスの残高が存在する限り、業務上可能な範囲で下記項目を当行のウェブサイトにて年1回以上開示

- ・各グリーン適格資産の物件名称、グリーンビルディング認証種別、評価及び認証取得（更新）日
- ・再生可能エネルギー発電施設の物件名称、発電量、CO₂削減量

【本フレームワークに対する JCR の評価】

JCR では本フレームワークに記載されたレポートニングについて、前回評価時点において適切と評価している。JCR では、本フレームワークに係る今般の改訂を受けて、レポートニング内容等に変更がないことを確認しており、引き続き適切であると評価している。

なお、これまでのレポートニング実績について、SMBC 信託が本フレームワークに基づきウェブサイト上で適切に実施していることを JCR は確認している。

5. 組織のサステナビリティに係る取り組み

SMBC 信託は、経営理念の一つに「社会課題の解決を通じ、持続可能な社会の実現に貢献します。」を掲げている。SMBC 信託は、SMBC グループの掲げる「サステナビリティ宣言」に即しながら、SMBC グループの信託銀行として、信託銀行ならではの機能を活かしてサステナビリティの実現を目指すことにより、社会課題の解決と経営戦略を一体と捉えた価値創造に取り組んでいる。

本フレームワークにおいて資金使途の対象となっている再生可能エネルギーに関するビジネスとして、SMBC 信託では、太陽光発電設備及び敷地の使用権（所有権、賃借権または地上権）を受託し、信託財産を管理するとともに信託受託者として売電により得た収入を原資に受益者への配当を行う等のサービスを提供している。また、不動産に関する業務としては、三井住友銀行と協働した「サステナブルバリューアップファンド」がある。本ファンドは、築年数が経過した不動産を中心に投資を行い、改修を行うことで省エネを実現し、投資不動産の価値向上及び環境負荷の低減に貢献することを目指している。また、環境面のみならず社会課題の解決に貢献し得るファンドの組成実績として、三井住友銀行と協働し、社会的課題の解決を目的とした官民連携スキームである「ソーシャル・インパクト・ボンド」も運営している。このように、SMBC 信託では、環境負荷の低減または社会課題の解決に向けて、信託の機能を有効活用し、資金供給を絡めたサービスの提供により、サステナビリティに係る取り組みを推進している。

本フレームワークが想定する貸付人は、三井住友銀行の他に金融機関、ノンバンク等が挙げられる。SMBC 信託では、本フレームワークを策定し、グリーンローンとしての信託 ABL を受けることによって、グリーンファイナンスを提供する機会を増やし、貸付人の意識の醸成、投資ニーズの実現に寄与することを目指している。

SMBC 信託では、経営企画部が上記をはじめとするサステナビリティに係る取り組みを所管している。SMBC 信託は 2024 年 4 月に経営企画部内にサステナビリティ推進室を設置し、事業部門の社会的価値創造に資する取り組みの伴走支援、従業員の社会課題やサステナビリティへの意識向上に資する施策等を実施している。また、SMBC グループ内のサステナビリティ推進委員会により決定された事項について共有を受けることで、サステナビリティに係る知見を蓄え、自社の取り組みの方向性を考えるための情報を享受している。三井住友銀行や SMBC グループにおいて専門的知見を有している部署及び担当者との情報交換をする機会があるため、相互に連携し合いながらグループベースで対応している。

以上より、JCR では、SMBC 信託の経営陣が環境問題を経営の優先度の高い重要課題と位置付けているほか、専門的知見を有する部署や外部の専門家との連携を通じて、環境問題をはじめとするサステナビリティ課題へ取り組む体制を引き続き適切に整備していると評価している。

レビュー結果(結論)

Green 1(F)

本フレームワークの内容は、変更点を含めて、資金使途であるグリーンプロジェクトにおいて高い環境改善効果が期待できるものであることを JCR は確認した。また、本フレームワークは、「グリーンローン原則」及び「グリーンローンガイドライン」において求められる項目について基準を満たしていると考えられる。

		管理・運営・透明性評価				
		m1(F)	m2(F)	m3(F)	m4(F)	m5(F)
グリーン性評価	g1(F)	Green 1(F)	Green 2(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)
	g2(F)	Green 2(F)	Green 2(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)
	g3(F)	Green 3(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)	評価対象外
	g4(F)	Green 4(F)	Green 4(F)	Green 5(F)	評価対象外	評価対象外
	g5(F)	Green 5(F)	Green 5(F)	評価対象外	評価対象外	評価対象外

(担当) 玉川 冬紀・新井 真太郎

本評価に関する重要な説明

1. JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価は、グリーンファイナンス・フレームワークで定められた方針を評価対象として、JCR の定義するグリーンプロジェクトへの適合性ならびに資金使途等にかかる管理、運営及び透明性確保の取り組みの程度に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明です。したがって、当該方針に基づき実施される個別債券または借入等の資金使途の具体的な環境改善効果及び管理・運営体制・透明性評価等を行うものではなく、当該フレームワークに基づく個別債券または個別借入につきグリーンファイナンス評価を付与する場合は、別途評価を行う必要があります。また、JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価は、当該フレームワークに基づき実施された個別債券または借入等が環境に及ぼす改善効果を証明するものではなく、環境改善効果について責任を負うものではありません。グリーンファイナンス・フレームワークにより調達される資金の環境改善効果について、JCR は発行体及び/または借入人（以下、発行体と借入人を総称して「資金調達者」という）または資金調達者の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定される事項を確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。なお、投資法人等で資産がすべてグリーンプロジェクトに該当する場合に限り、グリーンエクイティについても評価対象に含むことがあります。

2. 本評価を実施するうえで使用した手法

本評価を実施するうえで使用した手法は、JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「サステナブルファイナンス・ESG」に、「JCR グリーンファイナンス評価手法」として掲載しています。

3. 信用格付業にかかる行為との関係

JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価を付与し提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価上の第三者性

本評価対象者と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、資金調達者及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかなるものも、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。JCR グリーンファイナンス評価は、評価の対象であるグリーンファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、JCR グリーンファイナンス評価は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCR グリーンファイナンス評価は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。JCR グリーンファイナンス評価のデータを含め、本文書にかかる一切の権利は、JCR が保有しています。JCR グリーンファイナンス評価のデータを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価：グリーンファイナンス・フレームワークに基づき調達される資金が JCR の定義するグリーンプロジェクトに充当される程度ならびに当該グリーンファイナンスの資金使途等にかかる管理、運営及び透明性確保の取り組みの程度を評価したものです。評価は5段階で、上位のものから順に、Green1(F)、Green2(F)、Green3(F)、Green4(F)、Green5(F)の評価記号を用いて表示されます。

■サステナビリティファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・環境省 グリーンファイナンス外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会) に外部評価者としてオブザーバー登録)
- ・UNEP FI ポジティブインパクト金融原則 作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官 (格付) 第1号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO : JCR は、米国証券取引委員会定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官 (格付) 第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル